日本丸メモリアルパーク撮影取扱要綱

制 定 平成12年4月1日最近改正 令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 日本丸メモリアルパーク内には国指定重要文化財である帆船日本丸及び旧横浜船渠株式会社第一号ドックなどの歴史的遺産、また、みなとみらい21地区のウォーターフロントを望める芝生広場やタワー棟などローケーションに恵まれた撮影スポットが数多く存在することから、これらの積極的な活用を図るため、撮影に係る取扱要綱をここに定める。

(撮影場所)

第2条 撮影を許可する場所は、日本丸メモリアルパーク内の帆船日本丸記念財団・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体(以下「共同事業体」という。)が管理・運営する施設及び緑地(水域を含む)とする。

(撮影許可時間)

第3条 撮影許可時間は、準備・撤去を含め午前9時から午後5時までする。ただし、これ以外 の時間に撮影を希望する場合は別途共同事業体と協議すること。

(許可基準)

第4条 撮影に当たっては横浜市港湾施設条例及び必要な法令に定められた手続きを行い、これ を順守しているものに限り許可する。

次の各号に該当する場合の利用は認めないものとする。

- (1) 撮影区域、時間が他の撮影やイベントと重複しないこと
- (2) ヌードや過激な殺戮シーン等内容が公序良俗に反するもの
- (3) 海に飛び込むシーン、爆破シーン、暴力シーンなど危険な行為を伴うもの
- (4) 帆船日本丸、横浜港のイメージを著しく損なうもの
- (5) メモリアルパーク内において一般の利用者及び観覧者の通行に妨げとなるもの
- (6) ドローンを使用するもの。ただし、横浜海上防災基地及び神奈川県警と事前調整を行ったうえ国土交通省からの許可を得た場合は、共同事業体と協議することができる。
- (7) その他、管理運営上支障となるもの

(利用許可申請書類)

- 第5条 利用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 緑地内行為(撮影)許可申請書(以下「申請書」という。)
 - (2) 撮影内容を記載した企画書
 - (3) 搬出入車両の状況が分かる書類及び駐車が必要な場合は緑地内行為(駐車)許可申請書
 - (4) 会議室を利用する場合は、会議室(日本丸訓練センター)利用許可申請書
 - (5) その他共同事業体が必要と認めるもの

(利用許可申請と手続き)

第6条 撮影の申込期限は、撮影予定日の7日前までとする。ただし、これにより難い場合は、 共同事業体と別途協議することとする。また、受付時間は開館日の午前9時から午後5時45分 までとする。

- 2 申請には、第5条に定める利用許可申請書類の提出を要する。また、必要に応じて別途資料 を提出し、共同事業体の審査を受けるものとする。
- 3 撮影の可否は、提出された書類等を基に許可基準に基づいて共同事業体が審査し判断する。 (撮影料金)
- 第7条 利用料金は次のとおりとする。
 - (1) 業として行う写真(静止画)の撮影をする場合は、1日につき30,000円
 - (2) 業として行う映像(動画)の撮影をする場合は、1時間までごとに30,000円 (撮影料の減免)
- 第8条 撮影料の減免は次の各号のとおりとする。
 - (1) 横浜市港湾局が主体となって実施するもの
 - (2) 一般市民の来場者や観覧者が行うスナップ写真や記念写真
 - (3) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関及びこれらの委託を受けた会社等が撮影しようとするもので、日本丸メモリアルパーク等の紹介、広報、宣伝に寄与すると認められるもの
 - (4) 帆船日本丸又は横浜みなと博物館の見学を伴う学校団体が撮影するもの
 - (5) 第7条及び前各号以外で、写真及び映像を使用する者の組織内に限って使用するものは、共同事業体が審査し減免することができる。

(その他)

- 第9条 撮影の被写体に共同事業体が管理・運営する施設以外のものが含まれる場合は、必要に 応じて当該被写体の事業者と事前協議を行うこと。
- 2 撮影中、必ず責任者は現場に常駐し管理すること。事故等トラブルについての責任は共同 事業体では一切負わないものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、撮影に当たって必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この取扱いは、平成12年5月1日から施行する。 附 則

この取扱いは、平成12年10月2日から施行する。 附 則

- この取扱いは、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この取扱いは、平成13年5月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

緑地内行為(撮影)許可申請書

年 月 日

帆船日本丸・横浜みなと博物館

帆桁日本儿•傾供	みなど時物館	
		申請者名
		〒 (−)
TEL 045-221-0280 FAX 045-221-0277		住所
		電話 ()
Mail satsuei@nippon-maru.or.jp		担当者
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)		
緑地内で撮影を行いたいので、日本丸メモリアルパーク撮影取扱要網に同意し、次のとおり申請します。		
緑地利用範囲	1. 日本丸メモリアルパーク・大岡川側 2. 日本丸周辺 3. 帆船日本丸 4. 横浜みなと博物館	
使用日時	年	月 日() 時 分~ 時 分
撮影の区分	静止画の撮影	動画の撮影 放送等の予定日 月 日
撮影の 目的・内容		
予定人員	人	
関係車両	台	車両の種類 ()
設置物の有無 及び内容	有 内 無 容	
使用料	円	
連絡先 (申請者と違う場合は 記載してください)	住所)
	電 話	
	担当者	
掲載の可否	The State of the Contract of t)写真を帆船日本丸のHPへ掲載することを許可します。 を帆船日本丸のHPへ掲載することを許可します。
備考		
情報の取扱 記載された情報は、撮影・緑地・会議室・団体利用に関する範囲内で利用します。所定の期限が過ぎたものは廃棄します。		
※事務使用欄		
上記のとおり申請がありましたので許可します。 		
決	は務係長 呂耒誅長 業務謀長	業務係長 営業係長 担当者 受付日 年
裁		月月日
入金がありましたので処理します。		
決 総務部長 総務課長 原	庶務係長 営業課長 業務課長	係 長 担当者 入 金 日 入 金 額 摘 要 会計担当 年 領収書
裁		月 日 円
		1 100